

### 3 主要な変更点

#### 第1分野 運営と自己改革

- 1-3-1 教育活動等に関する情報を適切に公開し、学内外からの評価や改善提案に適切に対応していること。

平成23年度も継続して、ホームページを中心として、教育活動情報などの公開に努めており、平成23年度入試の入学者詳細情報などを公開したが、本学の厳格な成績評価の状況を一般及び志願者の判断基準とするために、入学データのみならず、在籍者数、修了率、新司法試験合格者情報等の修了者データについてもホームページ【資料1】<sup>1</sup>に掲載した。

#### 第2分野 入学者選抜

- 2-1-1 適切な学生受入方針、選抜基準及び選抜手続が明確に規定され、適切に公開されていること。

平成24年度入試を実施するにあたり、いくつかの制度見直しを行った。以下、入試制度に関わる変更点について述べる。

##### (1) 入試実施回数の増加

一般入試の回数を年2回から3回とした【資料2】<sup>2</sup>。従来の秋季入試（8月又は9月実施）をⅠ期入試とし、春季入試（2月実施）をⅢ期入試とし、あらたに11月にⅡ期入試を設置した。このⅡ期入試は、適性試験第4部を活用するものとし、名称を「Ⅱ期入試（適性試験第4部活用型）」とした。

また、社会人特別入試（企業・官公庁推薦型）の入試回数を年1回から2回とした【資料3】<sup>3</sup>。従来の秋季入試（8月又は9月）をⅠ期入試とし、あらたに2月にⅡ期入試を設置した。

##### (2) 適性試験第4部活用型入試の導入

本法科大学院入試における適性試験の取扱いについては、質の高い法曹を輩出するという目的を達成するためには、基礎学力のある学生の入学が必須であるとの観点から、既に平成22年度入試から、第2次選抜の配点割合を、小論文：適性試験：グループディスカッション：面接＝4：2：2：2から、4：3：1.5：1.5へと見直し、適性試験の比重を高めているところだが、適性試験が、適性試験管理委員会が実施する「法科大学院全国統一適性試験」に一本化されたことから、本法科大学院独自の小論文に代わるものとして、適性試験第4部（表現力を測る問題）を合否判定に用いる適性試験重視型の入学試験「Ⅱ期入試（適性試験第4部活用型）」を新たに導入した【資料2】<sup>4</sup>。この入試では、選抜試験の配点割合を、適性試験成績〔第1部～3部〕：適性試験〔第4部〕：面接＝3：

<sup>1</sup> [http://www.kokugakuin.ac.jp/lawschool/houka02\\_00196.html](http://www.kokugakuin.ac.jp/lawschool/houka02_00196.html) 國學院大學法科大学院ホームページ「法科大学院統計データ」【資料1】

<sup>2</sup> 「平成24年度國學院大學法科大学院学生募集要項（一般入試）」【資料2】2ページ

<sup>3</sup> 「平成24年度國學院大學法科大学院学生募集要項（社会人特別入試（企業・官公庁推薦型）」【資料3】1ページ

<sup>4</sup> 「平成24年度國學院大學法科大学院学生募集要項（一般入試）」【資料2】7ページ

4:3としている。

### (3) 小論文試験の出題形式の変更

I期入試及びⅢ期入試の共通試験で課している小論文について、従来は「考えるヒント」付小論文としていたが、入試委員会で改善を検討してきた結果、平成24年度入試から、「考えるヒント」の事前通知の廃止及び試験当日の資料持ち込みを一切不可とする、出題形式の変更を行った【資料4】<sup>5</sup>。

2-3-1 入学者全体に対する「法学部以外の学部出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合が3割以上であること、これに至らない場合は3割以上となることを目標として適切な努力をしていること。

直近5年間で、本法科大学院の、入学者全体に対する「法学部以外の出身者」又は「実務等の経験のある者」の割合は、次のとおりである。

平成19年度	社会人18名、他学部出身者25名、両方13名 社会人・他学部出身者30名 (61.2%)
平成20年度	社会人13名、他学部出身者18名、両方6名 社会人・他学部出身者25名 (51.0%)
平成21年度	社会人15名、他学部出身者10名、両方7名 社会人・他学部出身者18名 (58.1%)
平成22年度	社会人5名、他学部出身者5名、両方2名 社会人・他学部出身者8名 (32.0%)
平成23年度	社会人4名、他学部出身者3名、両方2名 社会人・他学部出身者5名 (31.2%)

「法学部以外の出身者」又は「実務等の経験のある者」の入学は減少傾向にあるが、3割以上の基準を満たしている。また、前述のとおり、社会人特別入試（企業・官公庁推薦型）を、年2回実施することで、多様な社会人経験を持つ者の受験機会を増やし、多様な人材の確保に努めている。

なお、社会人特別入試のこれまでの実施状況は、次のとおりである。

平成20年度	受験者3名、合格者0名
平成21年度	受験者4名、合格者2名、入学者2名
平成22年度	受験者1名、合格者1名、入学者1名
平成23年度	受験者2名、合格者1名、入学者0名
平成24年度	受験者2名、合格者1名（I期入試のみ）

また、法学部以外の出身者の受け入れを促進する取り組みとして、広報委員会では、特に女子大学に対し、積極的な広報活動を実施している。本年6月13日には、学習院女子大学の正課「法学I」の授業時間に、本法科大学院専任教員1名と本法科大学院修了者の女性弁護士2名による特別講義を行った【資料5】<sup>6</sup>。後日、当日参加した学生がまとめたレポートが本法科大学院に届けられており、そのレポート内容からは、法曹という進路への動機づけがなされたことと、以降の勉学に対するモチベーションの向上が認められ、参加した学生にとって、非常に有益であったことが確認された。今後も、他女子大学に対し、積極的に法科大学院の広報を実施する予定である。

<sup>5</sup> 2012年度I期入試 小論文試験問題【資料4】

<sup>6</sup> 「特別授業開催通知」、「今井教授による「特別講義@学習院女子大学」【資料5】

### 第3分野 教育体制

3-1-1 専任教員が12名以上おり、かつ学生15人に対し、専任教員1人以上の割合を確保していること。

平成23年度の専任教員数は18名である。収容定員130名であり、学生7.2人に対し、専任教員1名という状況である。

なお、民事訴訟法の研究者教員1名をあらたに採用するために昨年度公募し、3名の応募があったが、業績審査等の結果、いずれも採用にはいたらなかった。その後、これまで非常勤教員として「民事法演習Ⅳ（民事訴訟法）」を担当していた教員の採用手続きを進め、平成23年4月27日の法科大学院教授会で承認された後、5月30日の理事会で承認され、平成24年4月1日付で着任する。このことにより、民事訴訟分野については、研究者教員1名、実務家教員2名の3名体制となり、より教育体制を充実させることとした。

3-1-2 法律基本科目の各分野毎に必要な数の専任教員がいること。

本学報告書「1 学生数及び教員に関するデータ」の「教員数」のとおりであるが、以下に再掲する。

	憲法	行政法	民法	商法	民事訴訟法	刑法	刑事訴訟法
必要教員数	1名	1名	1名	1名	1名	1名	1名
実員数	1名	1名	5名	1名	2名	1名	3名

なお、各分野の教員は次のとおりである。

- (1) 憲法1名 福岡英明教授
- (2) 行政法1名 磯部力教授
- (3) 民法5名 花立文子教授・平林勝政教授・廣瀬美佳教授・村和男教授・吉井啓子教授
- (4) 商法1名 中曽根玲子教授
- (5) 民事訴訟法2名 中川徹也教授・若林諒教授
- (6) 刑法1名 武田誠教授
- (7) 刑事訴訟法3名 今井秀智教授・四宮啓教授・高内寿夫教授

3-1-3 5年以上の実務経験を有する専任教員が2割以上であること。

別紙教員一覧のとおり、本学に法令上必要とされる「5年以上の実務経験」を有する専任教員は3名であり、本法科大学院は、その基準の2倍である6名体制としている。専任教員数は18名であり、専任教員に占める実務家教員の割合は33.3%である。

3-1-4 専任教員の半数以上は教授であること。

平成23年5月1日時点での本法科大学院専任教員は18名である。身分構成は、教授16名、専任講師1名、助教1名である。平成23年度の法科大学院授業担当教員一覧は、平成23年度版「学生便覧」に記載されている。

なお、本法科大学院の採用及び昇格の審査基準は、「法科大学院教員資格審査実施細則」5条以下に定められており、2007年度上期に認証評価を受けた際に提出した時点から変更はない。

※平成23年5月1日時点

	専任教員					
	専任教員総数			うち実務家教員（実員）		
	教授	その他	計	教授	その他	計
専任教員数	16	2	18	6	0	6
計に対する割合	88.9%	11.1%	100%	100%	0%	100%

### 3-1-5 教員の年齢構成に配慮がなされていること。

専任教員の年齢構成は、以下のとおりである。

※平成23年5月1日時点

		40歳以下	41～50歳	51～60歳	61～70歳	71歳以上	計
専任教員	研究者教員	0	4	3	5	0	12
		0.0%	33.3%	25.0%	41.7%	0%	100.0%
	実務家教員	0	1	3	2	0	6
		0%	16.7%	50.0%	33.3%	0%	100.0%
合計		0	5	6	7	0	18
		0.0%	27.8%	33.3%	38.9%	0%	100.0%

### 3-1-6 教員のジェンダー構成に配慮がなされていること。

専任教員の男女別の人数は、以下のとおりである。

※平成23年5月1日時点

性別	教員区分	専任教員		兼任・非常勤教員		計
		研究者教員	実務家教員	研究者教員	実務家教員	
男		6	6	17	16	45
		12.2%	14.3%	38.8%	34.7%	100.0%
女		6	0	4	2	12
		50.0%	0%	33.3%	16.7%	100.0%
全体における女性の割合		33.3%		15.4%		21.1%

## 第4分野 教育内容・教育方法の改善に向けた組織的取り組み

### 4-1-1 教育内容や教育方法の改善に向けた組織的取り組みが適切に実施されていること。

平成23年度、自己点検・評価実施委員会において、次の取り組みを実施している。

#### (1) 平成22年度前期末試験及び後期末試験問題の点検とその改善方策の検討

6月8日に開催した自己点検・評価実施委員会において、平成22年度前期末及び後期末試験の問題を点検することとした。これら、学生の能力が適切に測られる出題となっているかどうかを検討するための作業であり、新司法試験に向けた実力診断の機能を有しているかを点検するためのものである。

なお、当初は1年次講義科目の期末試験問題を点検することを主たる目的として作業する予定であったが、今回は選択科目も含めた全科目を検討対象として実施している。

点検にあたっては、次の視点・基準についてコメントを作成するものとした。

- ・120分の試験時間で解答するために、適切な出題の分量・質であったか。
- ・新司法試験に対応しているか。

点検の結果について、7月13日の自己点検・評価実施委員会において、各分野担当の委員から報告がなされた。

なお、各委員の点検結果を7月27日教授会資料として配付したうえで、教授会終了後に開催した第2回ブラッシュアップ授業検討会において議論した。その際、次の点について自己点検・評価実施委員会から提案した。

- ・期末試験採点終了後に、学生に対して講評を配付することを義務付ける。
- ・期末試験解答に使用する筆記具は、新司法試験に準じてペン又はボールペンとし、鉛筆の使用を不可とする。
- ・期末試験過去問題を、教員間で共有できるようなシステムづくりを整備する。
- ・期末試験過去問題を学生が自由にコピーできるようにしている法科大学院もあり、学生は自ら選択した過去問題から解答を作成して教員に添削を求めているとのことである。本法科大学院でも、ローライブラリーに過去問題を設置し、学生が自由にコピーして使用できる環境を整備する。

#### (2) 「法科大学院学生が最低限修得すべき内容」の策定

平成24年度前期に受ける貴財団認証評価において、「法科大学院学生が最低限修得すべき内容」について、9月14日の自己点検・評価実施委員会で議論した結果、[第1案]【資料6】<sup>7</sup>となる原案について、運営委員会に報告することとした。また、9月28日の教授会において、法律基本科目担当教員に、各科目における「法科大学院学生が最低限修得すべき内容」を文書化することを依頼した。

上記の取り組みは、今年度中を目途に策定することとしている。

<sup>7</sup> 「「法科大学院学生が最低限修得すべき内容」について（改定版）」【資料6】2ページ（4）本法科大学院における「法科大学院の学生が最低限修得すべき内容」についての考え方」

## 第5分野 カリキュラム

5-1-2 授業科目が体系的かつ適切に開設されていること。

### 1. 平成23年度入学者用カリキュラム改定

平成23年度入学者用カリキュラムについて、特に法学未修者に基礎的なく文章作成能力を定着させる効果をより高めるために、1年次配当の「基礎演習」の科目内容・開講形態の見直しを中心に、次のとおりを部分的な改定を行った。改定後のカリキュラムについては、2011年度版「学生便覧」所載の「カリキュラム表〔平成23年度入学者〕」【資料7】<sup>8</sup>を参照していただきたい。

#### (1) 法律基本科目群

##### ① 「導入科目」分野の新設及び「基礎演習」の科目内容・開講形態の変更

本法科大学院では、法学未修者を対象とする1年次配当の「基礎演習」を、3年間の法科大学院教育における重要な導入科目として位置付けており、基本的な法知識、法的思考能力、基礎的なく文章作成の作法を、あわせて学生に身につけさせることを目的としている。

平成22年度入学者用カリキュラムから、公法・民事法・刑事法分野それぞれに「基礎演習」（後期開講、必修2単位）を新設したところであるが、平成23年度入学者用カリキュラムでは、この「基礎演習」を前期1単位必修、後期1単位必修とし、指導と評価のサイクルを複数回設けることで、教育効果の向上を図る。そして、新たに「導入科目」分野を設け、そこに「基礎演習」を配置することで、カリキュラム上での位置づけを明確にする。

なお、各「基礎演習」が扱う科目分野については、「基礎演習」の後に付す括弧内に示すものとし、平成23年度は、前期開講の「基礎演習（総合）」を実務家教員が、後期開講の「基礎演習（民法）」を研究者教員が、担当する。

また、前期「基礎演習（総合）」、後期「基礎演習（民法）」とも、6講座を開講することで、1クラス5乃至6名程度の少人数による、きめの細かい指導を可能とする。

##### ② 「応用科目」分野の新設及び「応用演習」の再配置

平成20年度入学者用カリキュラムにおいて、3年次配当の「応用演習」（選択必修2単位）を公法・民事法・刑事法分野それぞれに配置したが、平成23年度入学者用カリキュラム策定にあたり、法律基本科目群の区分を見直した結果、新たに「応用科目」分野を設けて、そこに「応用演習」（必修2単位）を再配置する。

なお、各「応用演習」が扱う科目分野については、「応用演習」の後に付す括弧内に示すものとする。

#### (2) 展開・先端科目群

##### ① 「応用演習」を「展開演習」に名称変更

平成20年度入学者用カリキュラムにおいて、法律基本科目群の公法・民事法・刑事法の各分野に「応用演習」（選択必修2単位）を設置し、展開・先端科目群中の3副科目群にそれぞれ「応用演習」（選択2単位）を設置した。このたびのカリキュラム改定においては、法律基本科目群に「応用科目」分野を設置したことともない、副科目群中の「応用演習」については、その科目名称を「展開演習」に変更する。

なお、これまでの「応用演習」と同様、「展開演習Ⅰ」（「まちづくり」科目群）、「展開演習Ⅱ」（「生活者」科目群）、「展開演習Ⅲ」（「法人活動」科目群）、として各副科目群に配置し、各

<sup>8</sup> 2011年度版「学生便覧」【資料7】3ページ「カリキュラム表〔平成23年度入学者〕」

科目の分野・内容については、ローマ数字の後に付す括弧内に示すものとする。

②「家族法」及び「手形・小切手法」のカリキュラム配置変更

平成 23 年 10 月現在に教務委員会で検討中の事項であるが、現行カリキュラムでは展開・先端科目群に配置している「家族法」及び「手形・小切手法」を、平成 24 年度入学者用カリキュラムから、法律基本科目への配置変更を予定している。年次履修単位制限、全体のカリキュラム構成などに配慮しながら、法律基本科目に組み込むものとしている。

2. 単位互換制度

単位互換制度については、これまでどおり明治学院大学法科大学院と継続して実施している。

なお、リーガルクリニックを合同で実施している東海大学及び獨協大学とも、あらたに単位互換協定を締結することで、平成 24 年度から 4 大学間で単位互換を実施することが、6 月 13 日の 4 大学合同リーガルクリニック運営委員会で承認されており、現在、締結手続を進めているところである。

平成 23 年度 単位互換履修生履修状況

※平成 23 年 10 月 1 日時点

	時期	科目名	國學院大學 単位互換履修生数	明治学院大学 単位互換履修生数
國學院大學 提供科目	前期	医事法		6
	後期	地方自治法		7
		自治体政策法務		5
明治学院大学 提供科目	前期	NPOと法	0	
		公共政策	0	
	後期	国際人権法	1	
		法律と人工知能	1	
合計 (延べ人数)			2	18

第 6 分野 授業

6-2-2 臨床科目が適切に開設され実施されていること。

臨床科目については、本法科大学院棟に併設されている、弁護士法人渋谷パブリック法律事務所弁護士と協働のもと、実務と理論の架橋を図るべく実施されている【資料8】<sup>9</sup>。

なお、各臨床科目の受講学生数は、別紙「リーガルクリニック受講者数及び受講率」【資料9】<sup>10</sup>を参照していただきたい。

<sup>9</sup> 2012 年度版法科大学院ガイドブック【資料 8】8～10 ページ

<sup>10</sup> 「リーガルクリニック受講者数及び受講率」【資料 9】

## 第7分野 法曹に必要な資質・能力の養成

7-1-1 法曹に必要なマインドとスキルを養成する教育内容が、開設科目等のなかで適切に計画され、適切に実施されていること。

平成23年度においても、平成22年度からの改革を継続して実行している。

### (1) 法科大学院改革プロジェクト・ワーキング・グループでの検討

平成22年10月、各授業の内容が法曹に必要な資質・能力の養成にふさわしい内容となっているかを検証するために、法科大学院改革プロジェクト・ワーキング・グループ（院長、副院長、教務委員長、入試委員長、自己点検評価実施委員長、渋谷パブリック法律事務所長及び実務家教員で構成）を立ち上げた。このプロジェクトでは、法曹養成教育のあり方全体を再検討するとともに、「リーガルクリニック（初級）」で学生の指導を担当している渋谷パブリック法律事務所弁護士から、授業の問題点、改善の方策などを伺う機会を設けた。このプロジェクトにおける議論の結果は、平成22年度中に取りまとめられ、平成22年10月27日の教授会において、全専任教員間での共通認識を図った【資料10】<sup>11</sup>。

なお、実務家の観点から客観的に本法科大学院の教育を点検してもらうことを目的に、渋谷パブリック法律事務所弁護士に授業見学をしてもらい、見学後には感想・意見を提出してもらっている。その感想・意見の内容は、全見学者の感想・意見とともに教授会資料として全専任教員に配付することで、被見学科目担当教員のみならず全専任教員間での共通認識とした。

### (2) 公開模擬「裁判員裁判」の実施

平成22年度から、「リーガルクリニック（初級）」の授業において、学生が通常の授業の中では十分には学ぶことのできない、裁判における争点の整理能力、プレゼンテーション能力などの養成を図る機会を設けており、そこで身につけた法廷技能の成果を示す場として、「公開模擬裁判員裁判」を開催している【資料11】<sup>12</sup>。平成21年度は平成22年1月30日、平成22年度は平成23年1月29日に開催しており、平成23年度については、11月23日に開催する予定である。平成22年度においては、本学法学部学生も関与し、評議のうえ判決までを行っている。

なお、この「公開模擬裁判員裁判」は、地域に寄与・貢献する法曹の養成を目指す本法科大学院が、地域住民と連携して取り組む機会であるとともに、裁判員制度そのものについて、地域住民を中心に広く紹介する機会ともなっており、司法に対する国民の理解の増進とその信頼性の向上に資する取り組みである。

## 第8分野 学習環境

8-3-1 1つの授業を同時に受講する学生数が適切な数であること。

平成23年度前期及び後期の各科目の受講者数は、別紙「平成23年度前期受講者数一覧」及び「平成23年度後期受講者数一覧」【資料12】<sup>13</sup>のとおりである。各科目を受講する学生数は適切である。

<sup>11</sup> 「法科大学院改革プロジェクト・ワーキング・グループ」（平成22年10月27日：第8回法科大学院教授会資料）【資料10】

<sup>12</sup> 公開模擬裁判員裁判チラシ【資料11】

<sup>13</sup> 「平成23年度前期受講者数一覧」「平成23年度後期受講者数一覧」【資料12】



### 8-3-2 入学者数が入学定員に対してバランスを失っていないこと。

本法科大学院では、平成22年度入学者より、入学定員を40名とした。

平成23年度の収容定員は130名であり、入学者数は16名であった。平成23年5月1日現在の在籍学生数は、次表のとおりである。

※平成23年5月1日現在

年次	1年		2年		3年		在籍者総数	
収容定員	40		40		50		130	
性別	男	女	男	女	男	女	男	女
人数	23	2	16	6	18	3	57	11
在籍者合計	25		22		21		68	
定員充足率	62.5%		55.0%		42.0%		52.3%	

※短縮コース1年次1名（男）は「1年」に、同2年次1名（男）は「2年」に含めている。

## 第9分野 成績評価・修了認定

### 9-1-1 厳格な成績評価が適切に設定され、事前に学生に開示されていること。

自己点検・評価実施委員会において、より厳格な成績評価を行うことを目的に、平常点の取り扱いについて、教員間の共通認識を形成すべく検討を重ね、従来必ずしも低くなかった平常点の比率を下げることにした。

検討された内容としては、次のとおりである。

- ・平常点の割合については、民法の講義科目担当者間で、出席点は含めずに、小テスト結果を平常点30%として揃えることを申し合わせることにしており、このことを参考に、他法律基本科目についても、平常点の割合を低く設定してもらう方向で、シラバスを作成してもらう。
- ・発言点や平常点の割合が大きくなるように、特に非常勤教員に説明をする。
- ・平成23年度シラバス【資料13】<sup>14</sup>の成績評価基準を本委員会で確認し、修正を必要とする教員には、平成24年度シラバス作成の際に、個別に修正を依頼する。

<sup>14</sup> 「平成23年度法科大学院シラバス（講義概要）」【資料13】

平成23年度年次報告については以上である。

本年次報告書に記載した評価基準以外にも、前年度に継続して実施している事項もある。

なお改善の余地がある部分については、今後も引き続き解消できるよう努力するものである。

以上